

令和2年8月

令和3年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 平 昌彦

最重点要望事項

【消費税】

- 消費税における軽減税率制度を廃止し
単一税率に戻すこと。

〔要望事項6〕 5頁参照

- 適格請求書等保存方式(インボイス方式)
を導入しないこと。

〔要望事項7〕 5頁参照

【所得税】

- 災害損失控除を創設すること。

〔要望事項3〕 2頁参照

令和3年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和3年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる9項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年8月

名古屋税理士政治連盟

会長 平 昌 彦

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 2 頁
- ◎ 3. 災害損失控除を創設すること。 2 頁

【相続税・贈与税】

4. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。 3 頁
5. 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。 4 頁

【消費税】

- ◎ 6. 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。 5 頁
- ◎ 7. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。 5 頁
8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 6 頁

【納税環境整備・その他】

9. 個人事業者番号を導入すること。 7 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

1. 所得控除を見直すこと。(所法2①三十四、所法73条)

〔理由〕

(1) 年少扶養控除の復活

年少者（16歳未満）に対する扶養控除は子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後子ども手当は廃止（児童手当へ改組）されたにもかかわらず、当該制度は廃止されたままである。

安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点からも早急に16歳未満の扶養親族も控除対象扶養親族に含めるべきである。

(2) 医療費控除の見直し

医療費控除は、多額の医療費の支出における担税力の減殺に着目して認められている控除である。しかし、今日では医療保険制度が相当程度充実し、高額療養費制度や保険金などで補填されることも多く、従前と比べてその必要性は小さくなっていることから、医療費控除の廃止も含めた見直しが必要である。

なお、医療費控除を存置させる場合であっても、現行の医療費控除制度は、10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%相当額）を超える部分の金額を控除できることとなっていることから、担税力に応じた医療費控除とするため、総所得金額等の5%を超える部分の金額を控除できるようにすることが適切である。

2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

(所法69条、措法31条①、措法32条①)

[理 由]

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税することになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

◎3. 災害損失控除を創設すること。

[理 由]

昨今、地震及び豪雨等の自然災害が多発している。災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になり、激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要する。また、災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

具体的には次のような措置が考えられる。

- 所得控除における控除の順序を最後にする。
- 繰越控除期間を10年以上とする。

- 災害のあった年分での適用のほか、前年分への遡及適用を認める。
- 資産損失だけでなく、避難のための移転やそれに伴う費用も控除対象とする。

【相続税・贈与税】

4. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

〔理由〕

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- 同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- 相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- 相続税の申告をする場合、他の相続人から、相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

5. 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。(相法21条の十五①)

〔理由〕

相続時精算課税制度により受贈した財産について、現行では贈与時の評価により相続税が課税され、災害等による滅失や財産価値の著しい低下があったときでも、担税力に応じた適正価額により課税されない。被災資産のうち相続時精算課税の適用を受けたものについて、相続税の計算上、贈与時の価額か相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

【消費税】

◎6. 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。

(平28改正法附則34①)

〔理由〕

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、さらなる社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

◎7. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。

(新消法30条①、57条の2、57条の4)

〔理由〕

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者の取引排除問題が生じるおそれがある。インボイス方式への切り替えは、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があり、申請は令和3年10月1日から始まる。

また、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされることなど、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって相当程度の負担となると考えられる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されている。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成して

いる会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なくて済むと思われる。よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

(消法2条①十四、9条、37条)

〔理由〕

課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が一定額以下であっても納税義務が生じるような場合があり、小規模事業者にとって極めて煩雑な制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、その課税期間の課税売上高が一定額以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

【納税環境整備・その他】

9. 個人事業者番号を導入すること。

〔理 由〕

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。